改正の概要

１主な改正の理由

　　（１）雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の施行により船

員保険の失業部門と雇用保険制度が統合されたため

　　（２）事務手続きの変更による一部改正等

２改正の内容

　　（１）第２条第１項第１号中「第12条」を「第20条」に改める

　　（２）第２条第３項を追加

　　（３）第２条第４項第３号の削除

　　（４）第５条第４項を追加

　　（５）第９条第５項の一部改正

　　（６）第１０条の一部改正

　（７）第１１条の一部改正

　（８）第１２条及び第１３条の削除

　（９）様式の改正（（1）～（8）に伴う改正）

３施行期日

　　　公布の日